

池田修・前田雅英著「刑事訴訟法講義(第4版)」東京大学出版会 2012年2月21日刊を読む

刑事訴訟法とは

1. 刑罰は、人の財産や身体の自由のみでなく生命をも奪い得るものであり、国家が国民に対して科すいろいろな処分の中で最も峻厳なものであることは争いがない。それ故に、その適用の可否は慎重に判断される必要がある。特に、無実の者に誤って刑罰が科されることのないように配慮しなければならない。そのための制度として、現在最も合理性があると考えられているのが、裁判である。現在わが国で採用されているのは、まず、ある者を裁判にかけることの必要性を法律家(検察官)が判断し、必要があると判断した場合には、その根拠を被告人に示し、逆に被告人の主張を十分に聴き、互いの証拠を出し合っ、第三者である裁判所が判断するという仕組みである。
2. 裁判が公開の法廷で行われることにより、国民も、被告人がどのようなことをしたために処罰されるのか分かるほか、どのようなことをすれば処罰されるのか、言い換えれば、どのようなことをしなければ処罰されず、安心して社会生活を送ることができるのか知ることができる。
3. いずれの社会でも、犯罪によって秩序が害された場合、その原因を作り出した犯人を処罰することによって、秩序を回復・維持することが要請される。ほとんどの近代以降の国家では、犯罪とそれに対応する刑罰については、法律で定められている(罪刑法定主義)、それとともに犯人を処罰する手続についても、法律で定められている(憲31)。
4. 犯人を処罰するためには、まず捜査機関が証拠を集めて、犯罪を解明し、犯人を特定する作業(捜査)が必要である。しかし、犯人が判明しても、直ちに刑罰を加えるわけにはいかない。「真相」を裁判によって明らかにしなければならないのである。現代の多くの国家では、検察官の公訴提起(起訴)によって刑事訴訟が開始され、それに応じて裁判所が有罪・無罪を判断し、有罪であれば、相応の刑を言い渡す。そして、それに従って刑が執行される。
5. 多くの国では、「捜査」「公訴提起」「裁判」「刑の執行」というプロセスをたどって刑法は適用されていく。刑法を具体的に適用するためのこのような手続を定めた法を**刑事訴訟法**という。
6. 広義の刑事訴訟とは、犯罪が発生した場合に、特定の人を犯人と決定し、その者に適した刑罰を決定するプロセス全体のことをいう。さらに刑を執行する段階(行刑)まで含める場合もある。しかし、通常の刑事訴訟とは、裁判の場で犯罪の成否を決定する手続のことをいう。それに対して、裁判の場での判断材料(証拠)を集める手続を捜査手続と呼ぶ。
7. かつての刑事訴訟法の世界では、理論的に重要なのは裁判の段階であるとされ、捜査手続はやや軽視されてきたきらいがあった。しかし、近時は、「刑事訴訟の中心はむしろ捜査手続である」とされるようになってきた。「捜査によって後の多くのことが決まってしまう」ということが強く意識されるようになってきたし、一般市民にとっても、「身近な刑事訴訟」は捜査である場合

が多い。そして、捜査手続の研究が重要なのは、人権侵害が捜査の段階で発生することが多いからである。実は、歴史的にも捜査には刑罰以上に残酷な面があったのである(例えば、拷問の道具の方が、死刑の装置よりよほど残酷だったりする)。

P14 ~ 15

[コメント]

世界で唯一の裁判員制度が関係者の努力で少しずつ軌道に乗りつつある現在、国民が刑法や刑事訴訟法、刑事政策の基礎を学ぶ意義は大きい。裁判官と刑事法学者の共著である本書は、極めてわかりやすく日本人の胸にスーと入る。青柳先生と平野先生の姿が浮かぶテキストだ。

— 2012年2月22日 林 明夫記 —